

季節工員旅費支給要項(与那国)

旅費条項

- ・ 操業終了まで勤務した場合に限り、往復分旅費の80%を支給する。(途中退社の場合、旅費は支給しない。)
 - ・ 領収書は必ず提出すること(提出がない場合も旅費は支給しない。)
 - ・ 各工場地域に居住の方の旅費は支給しない。
 - ・ 旅費は、領収書に書かれた出発地点から各工場の空港、港までの往復分運賃とする。
 - ・ 旅費は航空、船運賃の実費とする。電車、バス、タクシー等などの運賃は該当しない。
 - ・ 航空、船運賃は雇用者一人分のみとし、車両や重量超過手荷物分の運賃は該当しない。
 - ・ 航空、船運賃は下記に定める都市(那覇または石垣、与那国までの直行便がある都市)からのもののみとし、それらの都市から那覇、那覇から船便で各工場地域までの場合にのみ支給する。(小浜、与那国は航空でもよい。)
- <沖縄県内空港、港、奄美大島、与論、福岡、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎、高知、松山、高松、岡山、名古屋、大阪、小松、東京
福島、新潟、仙台、北海道>

旅費支給例

1.青森から来る場合	青森→東京	自己負担
	東京－飛行機→那覇－飛行機→石垣－船便→与那国 往復分領収書金額の80%支給(石垣からの飛行機は不可)	
	東京－飛行機→石垣－船便→与那国 往復分領収書の金額80%支給(石垣からの飛行機は不可)	
	東京－飛行機→那覇－飛行機→与那国 往復分領収書金額の80%支給	
2.宮崎から福岡経由で来る場合	宮崎→福岡	自己負担(認められるのは那覇までの直行便です)
	福岡－飛行機→那覇－船便→粟国 往復分領収書金額の80%支給	